

令和5年10月5日

環境大臣 伊藤 信太郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管及び処分に関する法整備を求める要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有していますが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されています。

これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な役割を担っていますが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に堆く積まれた場合には崩落の危険性があります。

また、こうした保管場所では搬入搬出や切断破碎時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられています。さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっています。

廃棄物の保管等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により厳しく規制されています。しかし、有価物として扱う再生資源物については、有害使用済機器(機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目)や危険物などの一部を除き、法律による規制はありません。

一部の自治体の条例による規制では、保管場所が条例を制定していない他の地域に移るだけで、根本的な解決にはならないと考えます。また、条例は地方自治法で罰則の上限が定められているため、十分な抑止力となりません。

こうした状況を改善するためには、再生資源物の保管及び処分について法整備による全国一律の規制が必要です。

つきましては、下記の要望について、特段の対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 再生資源物の保管等の際に生ずる、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するために必要な基準を定めた法整備を行うこと。
- 2 特に周辺環境への影響が大きい一定規模以上の保管や切断破碎などの処分を行う場合は、厳格な許可制度とすること。
- 3 違反した場合には、廃棄物処理法と同程度の命令や代執行が行えるようにするとともに、罰則についても十分な抑止力が働くよう、厳しい内容とすること。